

# 「川崎市東日本大震災避難者支援金制度」について

令和3年4月1日

東日本大震災により被害を受け川崎市内へ避難されている方で、各区役所に設置している「避難者相談窓口」へ情報提供している方を対象に、川崎市民等からの寄附金による「川崎市東日本大震災避難者支援金制度」を実施しています。

## 1 支援金の種類

支援金の種類と支給の条件は次の3種類です。

	自立支援金	支度金	就園・就学支援金
支給額	1世帯につき10万円 (単身世帯は5万円)	1世帯につき3万円	対象避難者1人につき5万円
支給要件	平成23年6月9日時点で川崎市内に避難してきている方で、平成23年6月24日までに避難者相談窓口へ情報提供している方		川崎市内に避難してきている方で、避難者相談窓口へ情報提供している方
	新たな生活拠点を置く世帯として、川崎市のあっせん等により川崎市内の住宅へ入居する世帯	被災地の応急仮設住宅等に入居する方や、他の市町村へ避難先を移転する等、川崎市の区域外に新たな生活拠点を置く世帯	高等学校に通っている方 幼稚園や保育園に通っている方 ※川崎市立小・中学校に通っている方には別に就学援助制度があります。詳しくは教育委員会学事課(044-200-3736)にお問合せください。
	同一の世帯について、自立支援金又は支度金のいずれか一方のみ、1回限りの支給です。		同じ避難者の方には1回限りの支給です。

## 2 お問い合わせ

川崎市健康福祉局総務部 **危機管理担当** 044-200-0784 (直通)